全腎協第22-1040号

2023年3月7日

都道府県加盟組織　御中

一般社団法人 全国腎臓病協会

会長　池田　充

社会保障委員会

委員長　宮本　陽子

3月13日以降のマスクの着用について

（会員の皆様への周知のお願い）

日頃より諸活動にご協力、ご支援くださりありがとうございます。

さて、厚生労働省は2月10日に3月13日以降のマスク着用の考え方を公表しました。それによるとマスク着用は個人の判断にゆだねられる一方で、患者が医療機関を受診する時等をマスク着用が効果的な場面としています（注１）。これを受けて、日本透析医会・日本透析医学会・日本腎臓学会「新型コロナウイルス感染対策合同委員会」は2月20日、透析施設は高齢者や重症化リスクの高い患者が集団で治療を受けている場所であることから、**透析施設では、これまで同様すべての医療従事者およびすべての患者に対し施設内でのマスク着用を推奨する**、との考え方を明らかにしました（注２）。

つきましては、加盟組織におかれましても今後も引き続き感染から身を守るため、また透析施設内でのクラスター防止対策として、マスクの着用を呼びかけてくださいますようお願いいたします。

３月１３日以降も下記の場面ではマスクの着用が推奨されています

・透析施設など医療機関の施設内

・透析施設などへ通院する際の電車やバスなどのパブリックスペース

・注１

厚生労働省「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html>

・注２

日本透析医会他「令和5年3月13日以降の透析施設におけるマスク着用の考え方について」

<http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03_info/doc/20230220_About_the_concept_of_wearing_masks_after_March_13_2023.pdf>